



## 「智慧財産案件審理法」の一部改正が公布施行について

(司法院より2014年6月6日付の書簡に基づく)

2014年6月13日作成

台湾において、2007年3月28日付に公布され、2008年7月1日より施行されている「智慧財産案件審理法」に対し、営業秘密の保護を強化するための一部改正草案が、立法院の三読により通過（最終可決）され、司法院はそれを元にして当該「智慧財産案件審理法」の一部改正を2014年6月6日より施行されている。

今回の「智慧財産案件審理法」の改正草案において、改正ポイントは以下のとおり。

(1) **技術審査官職務の拡大** (第4条第1項に第5号を追加)

第4条第1項

五、証拠保全手続又は強制執行手続時に協力する。

(2) **営業秘密侵害事件において当事者の答弁義務** (第10条の1の新設)

第10条の1

営業秘密侵害事件について、当事者が営業秘密を侵害されたと主張し或いは侵害の虞があるとの事実をすでに釈明し、相手方がその主張を否認する時は、法院は期限を定めて相手方にその否認の理由を具体的に答弁するよう命じなければならない。

前項の相手方が正当な理由なく、期限内に答弁しなかった或いは答弁が具体的でなかった場合、法院は事情を参酌して当事者が釈明済みの内容を真実と認めることができる。

前項の事情について、裁判前に当事者に口頭弁論の機会を命じなければならない。



(3) 第一審判決に対する上訴又は抗告の限定 (第 19 条を改正)

第 19 条

知的財産事件の第一審判決を不服として上訴又は抗告する場合、  
管轄の智慧財産法院に対しこれを行うものとする。

(4) 刑事事件の起訴に対する管轄の限定 (第 23 条を改正)

第 23 条

智慧財産法院組織法第 3 条第 2 号前段、第 4 号に定める刑事事  
件の起訴は、管轄の地方裁判所に対し行わなければならない。

(5) 行政訴訟事件の起訴に対する管轄の限定 (第 31 条を改正)

第 31 条

智慧財産法院組織法第 3 条第 3 号第 4 号に定める行政訴訟事件  
は、智慧財産法院が管轄する。

尚、ご不明点がございましたら、お気軽に弊所までお問い合わせください。